

議案第 2 号 二宮町政策評価委員会条例制定提案理由

【町長】

議案第 2 号の提案理由を説明いたします。「二宮町政策評価委員会条例の制定について」ですが、町の附属機関の見直しに伴い、二宮町政策評価委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、政策担当参事より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策担当参事】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 2 号についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、町の附属機関の見直しにより、これまで要綱で設置していた二宮町まちづくり評価委員会及び二宮町総合戦略評価委員会を、単一の委員会として、条例で設置するものです。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

第 1 条 趣旨、第 2 条 所掌事項では、「町が実施した行政評価における政策評価に関すること。」と「町が実施した総合戦略における評価に関すること。」を調査及び審議することを所掌事項に定めています。第 3 条 組織では、公募の町民を含め、5 分野 8 人の委員会組織について定めています。第 4 条 委員の任期、第 5 条 委員長等、第 6 条 会議、第 7 条 意見の聴取等、第 8 条 庶務、第 9 条 委任事項として、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることを規定するものです。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 2 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「総合計画審議会委員」の次に、「政策評価委員会委員」を加えるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。